【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【会社名】	株式会社ゆうちょ銀行
【英訳名】	JAPAN POST BANK Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長　笠間　貴之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。）
【電話番号】	03-3477-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	広報部長 倉澤 慶子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目３番１号
【電話番号】	03-3477-1653
【事務連絡者氏名】	広報部長 倉澤 慶子

【縦覧に供する場所】

※株式会社ゆうちょ銀行札幌支店
（北海道札幌市中央区北二条西四丁目３番地）
※株式会社ゆうちょ銀行仙台支店
（宮城県仙台市青葉区一番町一丁目３番３号）
株式会社ゆうちょ銀行さいたま支店
（埼玉県さいたま市南区別所七丁目１番12号）
※株式会社ゆうちょ銀行長野支店
（長野県長野市南県町1085番地４）
※株式会社ゆうちょ銀行金沢支店
（石川県金沢市三社町１番１号）
株式会社ゆうちょ銀行名古屋支店
（愛知県名古屋市中区大須三丁目１番10号）
株式会社ゆうちょ銀行大阪支店
（大阪府大阪市北区梅田三丁目２番２号）
※株式会社ゆうちょ銀行広島支店
（広島県広島市中区基町６番36号）
※株式会社ゆうちょ銀行松山支店
（愛媛県松山市三番町三丁目５番地２）
※株式会社ゆうちょ銀行熊本支店
（熊本県熊本市中央区城東町１番１号）
※株式会社ゆうちょ銀行那覇支店
（沖縄県那覇市久茂地一丁目１番１号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注）※印の支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

当行は、2026年11月13日、人的資本経営の推進の一環として、従業員の中長期的な業績向上及び企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、従業員と株主の皆さまとの価値共有を促進することを目的として、従業員を対象とする株式給付制度(以下「本制度」という。)に係る株式給付規程を制定すること及び当該株式給付規程の内容を本制度の対象従業員(以下「対象従業員」という。)に知らせることについて決定し、同日開催の当行取締役会において、本制度に係る株式給付信託への拠出を目的として自己株式処分を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社ゆうちょ銀行　普通株式

(2) 発行数

2,895,200株

注１：当行は、既に、当行市場部門管理社員を対象とした株式給付制度(以下「市場部門管理社員向け制度」という。)である株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。当行は、市場部門管理社員向け制度を存続しつつ本制度を導入いたしますところ、市場部門管理社員向け制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託(以下「本信託」という。)を、今後、本制度のために共用することといたします。

注２：本信託は、当行が定める株式給付規程に基づき信託期間中に対象従業員に給付すると見込まれる株式数に相当する数の当行株式(2027年３月末日で終了する事業年度から2029年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度分)を予め信託財産内に確保するため、当行の自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を引き受けることを予定しております。本自己株式処分に係る募集事項は以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当行普通株式2,895,200株
募集株式の払込金額	１株につき金3,151円
払込期日	2026年12月１日

注３：対象従業員には、職責、業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当行株式等」といいます。)を給付します。したがいまして、上記株式数は最大数であり、実際に対象従業員に給付される当行株式等の数は、本制度の対象従業員の職責、業績等に応じて変動いたします。

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格	3,151円
資本組入額	該当事項はありません。

注　：発行価格は、2026年11月12日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値としております。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額	9,122,775,200円
資本組入額の総額	該当事項はありません。

注　：発行価額の総額は、本自己株式処分に係る処分株式の数(2,895,200株)に払込金額(１株当たり3,151円)を乗じた額を記載しております。

(5) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(6) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

当行の従業員　13,440名

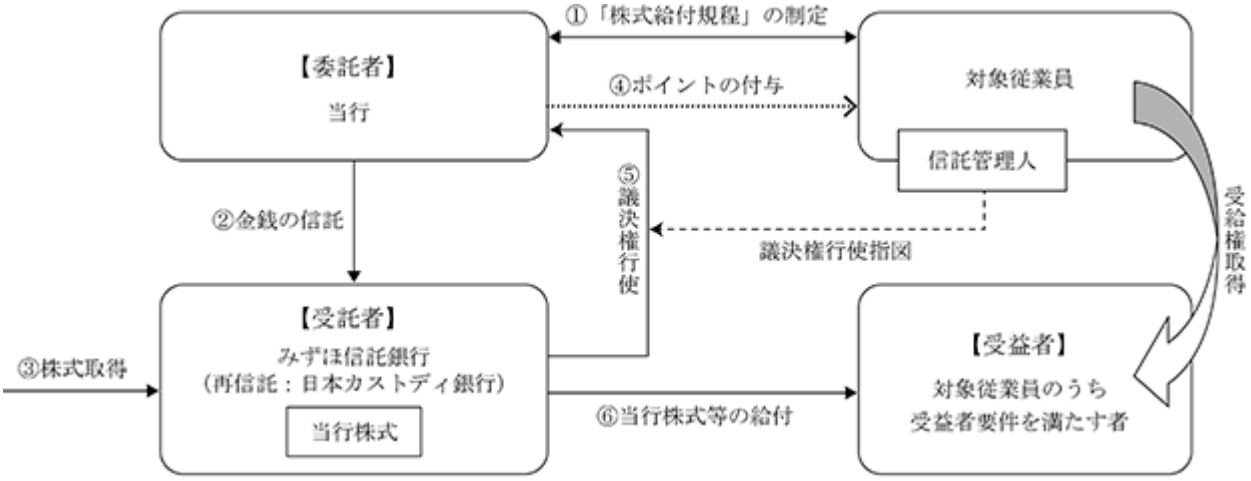
(7) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(8) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型のスキームで、予め当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした本制度の対象従業員に対して、当行株式を給付する仕組みであり、その概要は以下の通りです。 当行は、本制度の対象従業員に対し、職責、業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式等を給付します。本制度の対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。本制度の導入により、本制度の対象従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

＜本制度の仕組み＞



① 当行は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

② 当行は、「株式給付規程」に基づき本制度の対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、本信託に金銭を信託(他益信託)します。

③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

④ 当行は、「株式給付規程」に基づき本制度の対象従業員に、ポイントを付与します。

⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。

⑥ 本信託は、本制度対象社員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、本制度の対象従業員が「株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

＜本信託の概要＞

①	名称	：株式給付信託(J-ESOP)
②	委託者	：当行
③	受託者	：みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
④	受益者	：株式給付制度の対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
⑤	信託管理人	：当行の従業員から選定
⑥	信託の種類	：金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
⑦	信託の目的	：株式給付規程に基づき信託財産である当行株式等を受益者に給付すること
⑧	本信託契約の締結日	：2017年５月17日
⑨	金銭を信託した日	：2017年５月17日
⑩	信託の期間	：2017年５月17日から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

(9) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

本自己株式処分により割り当てられた当行株式は、本制度の対象従業員が株式給付規程に定める受益者要件を満たして給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者)に設定されている信託Ｅ口において、譲渡制限が付されていない他の当行株式とは分別して管理されます。

(10)信託を用いて当該株券等を交付する場合に係る事項

① 当該信託の受益権の内容

株式給付規程に基づき付与されたポイントに応じた数の当行株式について、本信託から給付を受けることができる権利です。ただし、株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けることとなります。

② 当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

2,895,200株

③ 当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

当行の対象従業員

以上